

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和3年7月6日（令和3年（行個）諮問第112号）

答申日：令和4年2月3日（令和3年度（行個）答申第134号）

事件名：本人が行った公益通報に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書7（以下、順に「文書1」ないし「文書7」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月23日付け総第170号により特定地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、意見書については、諮問庁に閲覧させることは適当でない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

（1）不開示とした理由

令和3年3月23日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知書）」（庶第170号）における、「2 不開示とした部分とその理由」（2），を以下に記す。

「2 不開示とした部分とその理由」（2）

本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者が通報した公益通報事案について、当局における公益通報の調査手法、調査内容及び検討内容に関する情報が含まれているところ、当該情報は開示請求者が知り得るものではなく、当該情報を開示することとなれば、その内容から当局における公益通報処理に係る調査の手順や範囲等が明らかとなり、その結果、当局における公益通報に係る調査等の業務に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書に該当し、不開示とした。

（2）不開示の理由がないことについて

上記（１）の不開示とした理由は、法１４条７号柱書「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に言及していると考えられる。本件において開示された「調査結果・不措置決定通知書」（特定年月日Ｂ付）において、「１ 調査結果・決定 通報対象事実等は認められない
２ 理由 通報対象事実は認められないため」と記されているが、本件公益通報者は、特定地方法務局に対する開示請求により入手した文書資料に基づき職務行為についての通報を行なった。本件において開示された「受付時確認事項」の６ 通報対象事実該当性及び７ 法定外通報対象事実該当性においても、それぞれ該当するとして受け付けられている。当該職務行為を立証する文書資料が存在する中で、通報対象事実等は認められないとの調査結果等となっていることは、本件公益通報に関する調査及び検討等は恣意的に実施されていることになり、法１４条７号柱書に規定された「適正な遂行」及び「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当しないことになる。

（３）結語

以上より、本件不開示部分について、審査請求の趣旨どおりの決定を求める。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 原処分について

（１）開示請求について

審査請求人は、令和２年１１月１０日、処分庁に対し、別紙２に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）について、法１３条１項の規定に基づく保有個人情報の開示請求（令和２年１１月１０日付け受付第６号。以下「本件開示請求」という。）を行った。

（２）開示決定等について

上記（１）の開示請求に対し、処分庁は以下のとおり開示決定等を行った。

ア 令和３年１月１５日付け総第２４号（本件審査請求対象外）

処分庁は、本件請求保有個人情報のうち、別紙２の１から４まで及び５の一部（受理通知書（甲）（特定年月日Ａ付け総第１２８号）、受付票（甲）に係る決裁文書一式）について、法１４条７号柱書に該当する部分を除き、部分開示とする旨の決定を行った。

イ 令和３年１月１５日付け総第２５号（本件審査請求対象外）

処分庁は、本件請求保有個人情報のうち、別紙２の１２から１５までについて、保有個人情報を作成していないため開示をしない旨の決定を行った。

ウ 令和3年3月23日付け総第170号（本件審査請求の対象の処分）

処分庁は、本件請求保有個人情報のうち、別紙2の5の一部（受理通知書（乙）（特定年月日A付け総第130号）に係る決裁文書一式）から11まで（文書1ないし文書7）について、法14条7号柱書に該当する部分を除き、部分開示とする旨の決定（原処分）を行った。

（3）審査請求について

審査請求人は、上記（2）ウの原処分について、令和3年6月14日、審査請求の申立てを行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、不開示とした部分には特定地方法務局において行われた公益通報に係る調査等の内容が記されているところ、当該調査等は、同局が恣意的に処理したものであり、適正に遂行されたものではないことから、法14条7号柱書には該当しないとして、原処分の一部取消しを求めている。

3 原処分の妥当性について

（1）本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が通報した公益通報（以下「本件公益通報」という。）事案の対応についての決裁文書等であるところ、本件対象保有個人情報のうち、文書1及び文書3には、一般に公開していない内線番号並びに本件公益通報に関する調査手法、調査内容及び検討内容に関する情報が含まれている。

（2）本件対象保有個人情報に係る不開示情報該当性について

ア 内線番号について

本件対象保有個人情報のうち、文書1には、一般に公開していない内線番号が記載されているところ、当該情報を公にすることとなれば、なりすましによる照会のほか、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書に該当するとして不開示とした原処分は妥当である。

イ 本件公益通報に関する調査手法等について

本件対象保有個人情報のうち、文書3には、本件公益通報に関する、公益通報の調査手法、調査内容及び検討内容に関する情報が含まれているところ、これを開示することになれば、特定地方法務局における公益通報事務処理に係る調査の手順や範囲、公益通報された情報に対する着目の仕方等が明らかになり、その結果、同法務局にお

ける公益通報に係る調査等の業務に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書に該当するとして不開示とした原処分は妥当である。

(3) 結論

本件対象保有個人情報に係る不開示情報該当性については、上記(2)で示したとおりであり、当該不開示部分が法14条7号柱書に該当しないとする審査請求人の主張には理由がないことから、部分開示の決定を行った原処分は相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年7月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 同年8月25日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年12月17日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 令和4年1月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、法20条に規定する特例延長を適用した上で、まず、別紙2の1ないし4及び5の一部(受理通知書(甲)(特定年月日A付け総第128号)、受付票(甲)に係る決裁文書一式)の各文書に記録された保有個人情報につき、一部開示とし、別紙2の12ないし15の各文書に記録された保有個人情報につき、これを作成していないとして不開示とする各決定を行い、その後、残りの部分である文書1ないし文書7に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)につき、その一部を法14条7号柱書に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書及び意見書によれば、不開示部分のうち、公益通報の調査手法、調査内容及び検討内容に関する情報に関する部分(文書3の全て)の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分は相当であるとしているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、改めて検討した結果、上記不開示部分のうち、文書3の1枚目の1行目及び2行目については開示することとするとの説明があったので、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、当該部分を除く上記不開示部分(以下「本件不開示維持部分」という。)の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、文書3は、

本件公益通報について、特定地方法務局が行った調査及び検討等に関して記載された文書であると認められる。

(2) これを検討するに、本件不開示維持部分には、本件公益通報に関する調査手法、調査内容及び検討内容に関する情報が記録されていると認められるところ、これらを開示すると、特定地方法務局における公益通報事務処理に係る調査の手順や範囲、公益通報された情報に対する着目の仕方等が明らかになり、その結果、同法務局における公益通報に係る調査等の業務に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の3(2)イの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、法14条7号柱書きに規定する当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものといえることができる。

(3) したがって、本件不開示維持部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙 1 (本件対象保有個人情報記録された文書)

- 文書 1 受理通知書(乙)(特定年月日 A 付け総第 130 号)に係る決裁文書一式(受理通知書(甲)(特定年月日 A 付け総第 128 号)及び受付票(甲)以外に関する部分)
- 文書 2 調査結果・不措置決定通知書(甲)(特定年月日 B 付け総第 370 号)及び調査結果・不措置決定通知書(乙)(特定年月日 B 付け総第 371 号)に係る決裁文書一式
- 文書 3 特定年月日 C 付け(受理番号 1 内-1 号)通報事案に係る検討結果
- 文書 4 調査結果・不措置決定通知書(甲)(特定年月日 B 付け総第 370 号)の受取後に開示請求者が郵送した, 特定年月日 D 付け, 特定年月日 E 付け(3 通)及び特定年月日 F 付け問合せ書
- 文書 5 特定年月日 G 付け行政文書および保有個人情報開示請求書他の送付依頼書(FAX)
- 文書 6 特定年月日 G 付け「行政文書開示請求書等の送付について」に係る決裁文書一式
- 文書 7 予防司法支援事件票(特定年月日 H 付け第 127 号)に係る決裁文書一式

別紙 2（本件請求保有個人情報記録された文書）

開示請求者が、特定地方法務局宛てに行った公益通報（特定年月日 I 付け通報書）にかかわる全ての文書資料（以下のとおり）

- 1 特定年月日 I 付け通報書（特定年月日 J 付け送付書及び特定年月日 K 付け教示通知書（甲）を含む。）
- 2 通報受取通知書（特定年月日 L 付け総第 1 3 7 号）に係る決裁文書一式
- 3 特定年月日 M 付け及び特定年月日 N 付け開示請求者作成文書
- 4 受付審査中通知書（特定年月日 O 付け総第 3 1 5 号）に係る決裁文書一式
- 5 受理通知書（甲）（特定年月日 A 付け総第 1 2 8 号），受付票（甲）及び受理通知書（乙）（特定年月日 A 付け総第 1 3 0 号）に係る決裁文書一式（文書 1 を含む。）
- 6 調査結果・不措置決定通知書（甲）（特定年月日 B 付け総第 3 7 0 号）及び調査結果・不措置決定通知書（乙）（特定年月日 B 付け総第 3 7 1 号）に係る決裁文書一式（文書 2）
- 7 特定年月日 C 付け（受理番号 1 内－ 1 号）通報事案に係る検討結果（文書 3）
- 8 調査結果・不措置決定通知書（甲）（特定年月日 B 付け総第 3 7 0 号）の受取後に開示請求者が郵送した，特定年月日 D 付け，特定年月日 E 付け（3 通）及び特定年月日 F 付け問合せ書（文書 4）
- 9 特定年月日 G 付け行政文書および保有個人情報開示請求書他の送付依頼書（FAX）（文書 5）
- 10 特定年月日 G 付け「行政文書開示請求書等の送付について」に係る決裁文書一式（文書 6）
- 11 予防司法支援事件票（特定年月日 H 付け第 1 2 7 号）に係る決裁文書一式（文書 7）
- 12 受理通知書（甲）（特定年月日 A 付け総第 1 2 8 号）は当時の特定地方法務局長名で発出されていますが，調査結果・不措置決定通知書（甲）（特定年月日 B 付け総第 3 7 0 号）は現特定地方法務局長名で発出されています。当該公益通報の手続きは人事異動に伴い，前特定地方法務局長から現特定地方法務局長へ引き継がれたと考えられます。同引き継ぎに際し作成されたと考えられる文書資料一式（記録，メモを含む。）
- 13 開示請求者が郵送した，特定年月日 D 付け，特定年月日 E 付け（3 通）及び特定年月日 F 付け問合せ書に関し，当局において話し合い等が行われていた場合の記録，メモ（文書資料を含む。）等，同問合せ書に記した当該通報に関する説明要請に対し説明が行われぬ理由のわかる文書資料一式（記録，メモを含む。）

- 1 4 公益通報担当者（総務課特定職員）との電話でのやり取り（特定年月日 P）の記録
- 1 5 行政文書開示請求書等の送付依頼（特定年月日 D 付け，特定年月日 E 付け（3 通）及び特定年月日 F 付け問合せ書等参照）から特定年月日 G 付け「行政文書開示請求書等の送付について」（特定地方法務局総務課名の文書）の送付までに約 2 ヶ月を要した理由のわかる文書資料一式（記録，メモを合む。）